

# 一般社団法人夢洲新産業・都市創造機構 2/18 臨時リーダー会議 議事録

【日 時】 2021 年 02 月 18 日（木）12:00～13:30

【会 場】 Zoom による Web 会議

---

## 1. 議題：定時総会の件

（課題提起）

- 吉村：ホームページにて定時総会の告知依頼を受け、招集通知の文案作成も下記不明点あり。機構及びリーダーメンバーの意見と、機構の定款により整理したい。
  - ①定時総会の決議事項は何か、また総会に諮るまでの承認手順は踏まれているか。
  - ②総会に参加でない会員の議決権行使または委任について機構としての判断が不明。
  - ③定款により会員へ2週間前の告知義務があるが、①の手順を踏むと3/3日の開催に間に合わない。

（①定時総会の決議事項、承認手順について）

- 承認が必要な主な事項は第15条に規定されている事項のほか、事業計画・収支予算（各年度末）、事業報告・決算手順（各決算後）となっており（第43・44条）、手順として「幹事会」→「監事」→「理事会」→「定時総会」の承認（決議）順となる。
- 幹事会：（第40条）次の事項を審議または協議するとなっていて、決議する・承認するとはなっていない。事項は1）各会員の入会、2）事業計画、収支予算、事業報告等、3）部会等が提案する提言・意見書・報告書等で、オンライン開催でも、議事を提示し、審議・協議した旨を議事録で証左を残せば良い。
- 昨年11月の幹事会にて、年度末の手続きである「今後の事業計画・収支予算」は説明・討議済み。理事にはメールにて報告済みであり、終了していると認識。今回実施する「前期の事業報告・決算報告」が未実施である。
- 監事：（第25条）理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。こちらもこれから「前期事業報告・決算報告」を承認いただく必要あり。
- 理事会：（第6章）これから「前期事業報告・決算報告」を承認いただく必要あり。
- 理事会の決議の省略（第36条）、議事録（第38条）の条文に「電磁的記録」や「電子署名」という表現が出てくるが、こちらは実際の運用に即して見直しを検討する。

（①の結論）

- 決算報告は作成済、会計監査も受領済み。同時に報告し承認事項となる「事業報告書」を急ぎ作成する。
- 「事業報告書」のひな形を清林氏より受領→林氏によりパターン化→事務局関連（会員拡大、セミナー・フォーラム実施等の活動）は井垣、各部会活報告は第1～第5部会リーダーがそれぞれ作成する（箇条書きではなく、文章にて。なるべく詳細な報告書形式で）。その後、事務局で取りまとめ修正加筆の上、事業報告書に仕上げる。
- 事業報告書と決算報告をセットで、幹事会（オンライン開催、議事録での審議メモ）→監事の承認→理事会（メール送達、議事録の承認等）を経て、定時総会開催日の2週間前までに承認手続きを完了する。

(②議決権行使、委任の考え方)

- (第 20 条) によると、「白紙委任」の考え方はなく、総会に出席できない場合は書面にて賛否を表決し、委任することができるかと規定されている。

(②の結論)

- 電磁的方法で委任状を事務局に提出も可能との規定から、発信人を明確にするため所定のフォーマットを定め、電子メールにて賛否又は幹事会員への委任を発信いただくこととし、事務局で確認、フォルダーに保管することで、総会出席者としてカウントし、議決のカウントにも追加する。

(③定時総会の実施日)

- 3/3 (水) では、①の手続きが間に合わない。
- 3月下旬に延期する。

(③の結論)

- 2021年3月25日(木) 11:00~12:00の開催とする。
- 該当日の2週間前、3/11日(木)には招集通知をホームページの幹事会員ページ(パスワード保護)に掲載し、第1期の「事業報告書」と「決算報告」が閲覧できる状態にしておく。
- 定時総会での承認後の「第1期事業報告書」は一般・特別会員ページ(パスワード保護)に転載し、一般会員の閲覧に供するよう配慮する。

閉会